

事 務 連 絡

平成 26 年 5 月 27 日

住宅再建・まちづくり復興事業担当部局長 殿

※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、仙台市

国土交通省都市局都市安全課長
市街地整備課長
住宅局住宅総合整備課長
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長
復興庁統括官付参事官(用地担当)

住宅再建・復興まちづくりの加速化のための司法書士、土地家屋
調査士等への登記業務の外注促進について

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくり事業（以下「復興事業」という。）に係る用地業務のうち登記関係業務については、権利者調査業務と同様に、司法書士、土地家屋調査士等への委託が可能な業務であり、これを委託することにより、自治体のマンパワー不足を軽減し、移転先等用地取得を効率的に実施することができます。

つきましては、下記のとおり各復興事業の委託費等として、東日本大震災復興交付金を充てることができることをお知らせしますので、これも活用して、住宅再建・復興まちづくりの加速化を図られるようお願いいたします。

なお、貴県におかれては、貴管下の被災市町村に対しこの旨周知するよう、よろしくお取り計らい願います。

記

防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業及び漁業集落防災機能強化事業において自治体が土地の買上げを行うときの所有権移転の登記等（これに伴う代位による登記を含む。）権利に関する登記業務及び前記事業に係る分筆、合筆、地積更正、地目変更等表示に関する

登記業務の委託経費については、各復興事業の委託費等[※]として、東日本大震災復興交付金等を充てることができること。

※ 防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業及び災害公営住宅整備事業について、東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）附属編または東日本大震災復興交付金基金交付要綱（国土交通省）附属第Ⅱ編の以下の部分に該当します。

防災集団移転促進事業：移転先住宅団地に係る登記にあつては別表（1）「住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業」、移転促進区域内の土地に係る登記にあつては別表（4）「移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業」

津波復興拠点整備事業：津波復興拠点のための用地取得造成 イ 測量試験費

災害公営住宅整備事業：「災害公営住宅整備事業等対象要綱」第4条表中（イ）欄「用地取得造成事業」に係る（ロ）欄「事務費」

漁業集落防災機能強化事業：東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）または東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）の別添5 漁業集落防災機能強化事業における第4 助成 2 対象経費（1）工事費（エ）測量及び試験費